

すら余り意味がないことではないかというふうに思ふんですけれども、いまの回答を
お出しになった三月二十七日ですか、議会報のコピーによると七月二十日発行の
市議会だよりによりますと市長又は郡立保育園の市移管についてのほうえ
方はいまも変わっていないが、当市で三月二十七日付で回答した後も郡から何
の連絡も来ていないと。こういうふうに答弁しているというふうに市民の皆さんが
お手元に配布されてるわけでしたその後全然状況が進んでないならば、テーブルに
着く必要もないんだというふうにお考え方をさらに強く推し進めて、市への移
管は困るというふうな態度表明をなさるような気がするの、なかの、かというこ
とをいま一つ伺いたいと思つてゐるんです。

これまでの四年間の経緯から言いますと、福生市としては財政的な問題
があり受け入れがたいというところに来てゐるわけで、それがれ立場は違ひます
けれども、父母の皆さんや働いてゐる職員の皆さんがそれだからやはり同じよう
に、ぜひいままでのままの郡立保育園でいてほしいんだという要望がたくさん出
てゐると思ふんですよね。そこで一つのつまり市長さんの態度としては、いままで
の御答弁聞く限り、テーブルに着いた後の中身についてはいまのところフリーハンド

というか、まだ条件その他折り合ひも何もなくて、むしろ話もしてない、話にも
ならないうという条件ですから、その限りはテーブルに着く必要すらないので、な
いかと私思ひますので、そこそこらについての文書の新たな文書、もしくは文書
の撤回というふうなことはあり得るのかというところをお聞きしたいと思ひます。

それから五番目の助役の説明が大変よくわかりました。つまり定数条例の
中でやりくりをしていくんだというところで、それは基本的な方針、市長の方針だ
というふうに理解をします。

ただ、ここについては御返答の必要はありませんけれども、いずれにしても市
というのは、市政というのは、あるいは市民の要求とか市全体の発展、ある
いは孰成の段階になつてきますとさまざまな形で市民要求が多岐にわたつてく
ることは十分にあるわけです。もちろん要求が出てくる部分もありません
から出たり入ったりしなくはありますし、今後つまり諸設備を整え、さら
に住民要求にこたえていくということになりますと、必ずしも定数条例を定め
たときの現況と、それから市民要求、いわゆる人口問題との要求というのが必
ずしも同一でなくなつてくる可能性も十分にあるわけです。それは、そのようにこ

とに帰ったときにまた考えればいい問題ではもちろんありませんけれども、現実には硬直した運用の仕方としての定数の中でやりくりするんだというふうなことから、やっぱり一歩も二歩も踏み出していただいて、むしろ市民の要求が、あるいは現実の市政そのものの熟成化によって、定員というのは変化し得るものであるというふうなことを考えたいというふうに思います。現実にはこれから出てくる新規の事業にしても、あるいは近い将来に予想されるような新規の事業、あるいは、これから高齢者がふえてくるようなこともありますし、それにかかると、市の中の職員の問題というのもどんどんふえてくるというふうに思います。それから、言いまして市が発展すれば当然のように市民の要求がふえ、あるいは市民の全体の市政への関心が高まれば高まるほどそれに関する要求というものは強くなってくるわけですから、そこはぜひ弾力的な運用をお願いをしたいというふうに思います。

以上のところは要望として、四番目の、いまの最後の質問というのかお答え願いたい。テーブルに着くという理由のところは地方課の提案であって、提案と指導であって一応乗っておこうが、乗った方がいいという程度のものであればテーブル

に着かない。やっぱり着きますよんというふうなことを自治体の、僕は自治体の長というのは王様であるというふうには思いませんけれども、しかしながら、自治体そのものが持っている大変に強い自治体の権利とか自治体の決めていくべき方針とか、そういうふうなのが僕はあるんだというふうに思うんですね。

話は全然違うことが違いますが、非核都市宣言みたいなことを横須賀の市長さんが最近行っていましたよね。ほかの呉や旧軍港の市長さんたちと比べても、大変に市という自治体そのものの持っている固有の権利とか市長さんの持っている固有の指導性とかというものが非常に問われるときだろうというふうに思うんですね。それは恐らくは僕も勉強不足ですけれども、われわれの想像するよりはるかに強く自治体が独立国であるというふうなことがあるんだというふうに思います。都との関係が非常に補助金その他でデリー

ケートな問題があるかもしれないけれども、しかしながら、困ると一回決めたことに戻してはやはりそこでまた踏みとどまってほしいと思いますし、いまの回答書目などのような意味を持っているか、あるいはまだ都との話で前に進まないというならば、テーブルにすら着く気はないんだというふうなことを言いつたえろというふうなぐら

のかんばりをお示し願えるかどうかということについて最後の質問にしたいと思ひます。

○市長(田村匡雄君) 自席からお答へいたしますが、文書を出し直すかというよう
なことでございすけれども、やはり市のいろいろと全般のことを考えまして、先ほど
申し上げたとおり、地方課等の行政部等の御指導をいただく場合になりま
すと、やはり福王の財政等いろいろ考えまして、不交付団体と違ひましてなか
なか御指導いただくなければ市民全般のやはり行政水準ということも考え
ますとやはり行政部との話し合いというのも非常に必要じゃいかというふうに
思ひわけがございす。そういつた考えから文書を出し直す考えは現在のところ
ございす。(「終わり」「要望でおしこいです」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 会議規則によりまして十二番遠藤君に申し上げますが、
三回でありますので、「要望です」と呼ぶ者あり) 要望だけでしたら許します。

○十二番(遠藤洋一君) 要望にします。
質問が全部終わつてまして、いまのが最後の質問ですからこれに対する要
望で終つたかと思ひますが、よく市長の言つてゐる不交付団体でもなくて、

それからどうしても指導に従うというよりなニュアンスである程度やむを得ない、
つまり文書を出したことに對してやむを得ないとあるのではないかと、いうような
気がしますけれども、要望としましては、これからいふまでのずっと経過、いきな
に聞いていふと、やはり非常にうき新聞にもありましたけれども、非常に微妙
なところですが、非常に人づかひというところがありまして、いろいろな要
望が出ていますし、署名その他もたくさん出てゐるようですので、ぜひ郡が勤労
福祉会館と同じようにやはり郡でやらざるを得ないんだというふうなところに至
るまでぜひ粘り強い交渉をお続け願ひたいと思ふことで、要望で終わります。

○議長(田村市郎君) 以上で一般質問は終わります。

午前十一時五十一分 休憩

午後一時 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二議案第五十号福生市組織条例の一部を改正する条例を
議題といたします。

不妥なについて、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生田国利君登壇)

○企画財政部長(生田国利君) 御指名によりまして議案第五十号福生市
組織条例の一部を改正する条例について提案理由、その内容につきまして御
説明申し上げます。

本条例の改正理由といたしましては、御承知のとおり現行組織は昭和五十七
年四月から組織化されたものでございす。その後、社会情勢や行政形態
の変化などにより行政を取り巻く環境は著しく変貌しております。そこで、こ
れらの状況の中で今後予想される新たな行政の展開にも対応すべく行政組
織の改正が必要となり、今回改正しようとするものです。

具体的内容といたしましては、現行組織条例の組織は五部制となつてお
り、それぞれの部の主要事務が明記されておりますが、今回の組織改正に基き
改正する事項は第二条の企画財政部に新たに事務分掌に明記されてお

ります。また、市政の総合企画と調整を従来は一本で明示しましたが、これを
置き、企画財政部に主要施策の渉外に関するところをつけ加えるものでござい
ます。

○ 今回の改正で分離し、総合企画は企画財政課に、調整事務は従来の主幹
に事務分担するため一項及び第六項に分離したものでございす。

○ 又、同じく第二条でございす。総務部の関係につきましては現在の
秘書で担当している秘書及び渉外の事務につきましては今回の組織の改正で
渉外部分が企画財政部で所管することになった関係から秘書の渉外部
分を文書に改めるものでございす。

○ 次の市民部の関係ですが、現在、福祉部で所管しております国民健康
保険及び国民年金に関する事務は内容が市民課の住民登録や転出
入の関係が多いので市民部で所管し新たに追加するものです。

○ なお、参考までに福祉部にあった保険年金課が市民部へ移動したわけ
でございす。福祉部につきましては健康管理に関する事務をすべて福祉
部で所管することになりましたが、これは老人医療の関係等が福祉部との

関連が強いので新たに福祉部に追加したものです。

条項につきましては以上のよう改正をございまして、附則といたしましては、この各本例は五十九年の十月一日から施行しようとするものです。

なお、御配付してあります資料によりまして組織規則が改正いたされることにあつてそのよりな組織になります。したがって、今各本例が可決いたされますとそこに機構の配置図がございしますが、以後、そのよりな機構をもって行政を進めていくという事になります。

以上、はなはだ雑駁ですが、慎重御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申しまして、説明を終りたいと思ひます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終りました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十二番(村尾栄次君) 一、二点、この点について質疑をさせていただきます。

今度提案されました議案は、市長が去る五月十三日の市長選挙におきまして選挙広報に載せられました十五項目のうちの第一番目の行財政改革の推進という事にとつて行われたというふうに私どもは思つておるわけでござい

ますけれども、私どもが行財政の改革という事をすでに提案してゐるわけでございすけれども、本各例の提案理由というものの中に私どもは市の改革という意味の内容がはなはだ希薄ではないかというふうに私どもは思つております。と申しますのは、機構改革ということは当選直後の市長の新聞に於ける発表に大分載つてゐるわけでございす。

この組織検討委員会により十月一日をめぐりに庁舎内の組織の統合を行いたい、というふうな語つております。また、朝日新聞には、市制施行以来手をつけてゐない市役所の組織を十月をめぐりに改革し住民サービスを徹底させた、と、このようにふうにも述べております。

読売新聞にも同じような傾向でございまして市の機構改革に取り組んでいきたいと。毎日、東京新聞にも同じようなことで一応新聞に全部載つてゐるわけでございすけれども、その中で市長にお尋ねしたいことは、この新聞発表の記事と行財政改革の推進と、これは選挙広報の第一行目に載つてゐるわけでございすけれども、そのことについてこの程度で機構改革程度でその改革は全部終つたというふうに思つてゐることは、あるいは、これを契機にしてこれより以上これについて推進をしていきたいというふうな

であるか。これは根本問題でございますので、ひとつ市長の明確な御答弁をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○市長(田村匡雄君) 自席からお答えいたします。

五月の選挙のときの公約で行政改革の推進ということが載っている人じゃないかと、どういふことかというふうなお尋ねでございますけれども、御案内のように市長の仕事というのはいろいろとございます。やはり市民の生活の安定とか、あるいは幸甚とか、それから、いまの行政水準を少しでも上げていかなうか、いろいろなあるわけでございまして、また、改革がそれだけのところよりも、私は職員の中へいろいろとどこかを削るとか、どこかをどうするところよりも、行政改革というのは一つの職員としたならば心構えではないかというふうないろいろなと部課長会あたりでもそういう話をするときとしますわけでございます。

先ほど部長からの提案理由の説明の中にもございましたが、いろいろこの中でお約束の中で現在の世情は御案内のとおり経済環境の変化から高度成長時代から低成長時代へというところがよく言われております。いままでのやはり市民のいろいろな要求で量的という人ですか、物的という人ですか、ハードのほうか

からそれを見直すとか、あるいは質的にいいますでそういうったものを最高に利用するとか、あるいは、それを平直していろいろやっていくとか、いろいろな時代へ入っていくと思います。それから御案内のように高齢者社会の到来とか、いろいろなことがございまして、そういうったことが中でいろいろ含まれていろいろございまして、

そういうった意味からいたしまして、私どもはいまの時代に合ったような、たとえば、いま急にこのごろ叫ばれている、特に叫ばれております災害対策とかというところが非常にこのごろワロズアツアツしております。そういうったことの時代、時代に合ったような対策をしていくのが、また、そういうったことを処置するものが市長の仕事として非常に大きなウエートがあるわけでございます。

そういうったことから現在の市の行政をやっていくためにはやはりいさすべし、いまの実情に合った仕事をするにはやはり組織を変えて、それで今後私どもがお約束したこととを遂行していくためにはやはり職員の配置、そういうったことを含めまして組織をどのようにしたらいいかというところを基本として組織検討委員会、要するに御案内だと思えますけれども、助役、収入役、教育長を含めまして部長以上で検討委員会を開かれておりまして、つい最近、この答えが出まして片議で

決定いたしました。御提案を申し上げた次第でございます。私どもはこの組織が現在のところ一番いいんではないかというふうに、このままずっとそれでいくというにとでなく、現在のところではいいものの組織、変えておいた方がいい、御提案を申し上げた組織で十分にいいもの、市民皆さんの行政の水準とか、あるいは平等な生活ができることが間違いないというふうに私は確信いたしました。御提案を申し上げた次第でございます。

よろしく慎重御審議をいただきます。御決定いたしますことをお願いして、御答弁をいたします。

○二十二番(村尾栄次君) ただいま市長の答弁でこれは行財政の改革の第一歩であるというふうな御答弁でございます。そのように私は受けとめたわけでございすけれども、非常に強い御答弁でございます。

確かに非常に行財政の改革というものは口ではやさしく、行くはかたしというふうなことでございまして、国においても行財政の改革というものは非常に難航してあるようでございす。

ただ、市長の御答弁の中に機構を改革すればと、これが第一歩であるとい

うことでございすけれども、やはり一番必要なことは市長を初めとするトップの方々の考え方、自己革命、こういうことが一番必要ではないかと思っております。やはり信念のある改革、そういうことにより、労使関係の近代化、減量経営の実行、組織管理の徹底といういろいろなことが可能になるのではないかと、いろいろ考えておるわけでございす。

私ども市長の身覚えといたしまして市長に要望すること、市長のものの考え方、確固たる信念を持つてこれを行っていただくたい。私ども十六人の市民クラブの一堂もそれを全面的に応援するつもりでございすけれども、この中心となるものはあくまで市長さんでございす。そのような責任の重大な市長さんでございすので、いろいろな要望もございすけれども、この問題について任期のある限り、ひとつ市民の要望にこたえていただくように、私どもの要望にこたえていただくように切にお願いをいたしまして要望をいたします。どうもありがとうございます。ました。

○二十四番(関 米吉君) ただいまの提案の組織条例に關しまして何点かの問題をお尋ね申し上げます。と思います。

提案の理由にも述べられましたように、組織各例の改正は五十七年の四月一日に行われております。しかし、このときの改正の経緯を見ますと、この案は五十六年の十二月の定例議会において提案され、そして議会の慎重なる審査、可決をいたして五十七年の四月一日からの施行と、こういうことに相なつてゐるわけですから、そこで、まず第一点としてお尋ね申し上げるわけでございますが、今回の改正は、本日提案になりました、一応会期は九月の二十一日までということに定まつてあります。この九月定例会にこの問題が提起されたわけでございます。それから、議会の慎重なる審査として、この問題が十月一日からスムーズに仮に施行されると、そういうふうなことに相なるといふふうなことになるかと非常にこの議会に對しての審議期間といふのが一つも考慮されてないわけですから。

私は、今回のこの提案に對しましては内部的に非常に長期にわたつて、かつ慎重に検討されて提案されたものと承りますけれども、この提案に至るまでの審議の過程におきまして議会側に對する十二分なる審議期間といふふうなものが考慮されて、配慮されて本日の提案に至つたものであるかどうかといふこととまず第一点としてお聞きしたいわけでありまして、そうでないとするならば今回の提

案はさういふ理事者側の身勝手な提案であるといふように判断せざるを得ないわけですから。この各例の及ぼす内容といふことは私が申し上げるまでもなしに議会にとりまして、議会の委員会各例の変更等も伴うものであります。しかし、この審議過程においてこの結論が導き出されなければ、さういふ関連の各例に對して議会側は手打りやうがなひわけです。さういふことに對して十二分なる配慮、私は過去の例を申し上げましたけれど、過去の例は、六月に提案して十月に施行、そして九月に提案して一月一日、十二月に提案して翌年の四月というふうにある程度議会に對する議会の審議権尊重といふたてまえから、さういふ形でもうさういふ重要な議案は提案されてきたものではなかつたかと思ふんです。今回、さういふ短期間に、しかも議会の審議権を無視するやうな附則の十月一日施行と定めなければならなかつたのかといふのが第一点であります。それから第二点といふことは、もし仮にこの議案がスムーズに九月二十一日に本会に議において可決された場合におきましても本各例改正に伴ういろいろな規則類等の整備、さういふものが必要ではなかつたか、さう思ふわけですから。たとえは組織規則であるとか例規審議会規定、いわゆる規則、規定、そのほかにもこれに

関連する規定等たくさんございます。これは内部的な整備であります。

二十一日から九月三十日までを数えますと日曜、祭日を除けば、土曜日の半日を含めましておぼずか五日間です。この間にもさういった所用の整備ができる目算があつて本日の提案になつたのか。

それと、また当然のことながら人事異動も十二分に考慮されておられると思つておられます。一般的に見ますと、おぼずか五日間、非常に有能なスタッフの皆さんがおそろひでございますけれど、部内的なさういった整備をやり、そして納得のいく人事異動がさういった短期間にスムーズに行えるというようにおぼずかえられたい。あるいは、もしやるといふても大変な疑念を持つ。疑念を持つといふことについてはすでに議会の審議を待たずに諸般の準備も全部行われ、人事異動構想がすでに固まつておるものというようにとりづるを得ないわけですから、この見解に誤りがあるかどうかというのが第二点。

それから第三点です。この点につきましては、私、お断り申し上げておきますけれど、行政マンではございませんのであるいは考へ方、解釈が間違つておるかもしれないので、もし、さういった誤りがございましたならば御指摘をいただ

たいと思つておられますが、本条例改正案と予算との関連でございます。いわゆる地方自治法第二百二十二条に關係する問題でございます。当然のことながら一歩譲りまして、私の勉強もあるかもしれませんが、本条例の原

案どおり承認、可決された場合におきましては人事の異動というものは同格の目的の異動があつても昇格、昇任というのではないのかということをおぼずか、この予算案から見たわけでは、それならばそれで結構なんですから、もし昇任、昇格を伴うというふうな条例の内容等であるとするならば地方自治法第二百二十二条との予算を伴う条例、規則等についての制限項目をどのように御理解になつてこの点を提案されたのであるか。

申すまでもなしに、予算を伴うというふうな議案を議会に審議をやだぬるというふうな場合のあるときには必要の予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるまでの間はこれを議会に提出してはならないと明記されております。この二百二十二条につきましてはいろいろな判例や、いろいろな学説の解説等もありますけれど、一般的には私はさう理解しておられるわけです。というのは、人件費というものは経常的反出、しかもそれが義務的反出になります。

この義務的の支出につきましては申し上げるまでもなしに議会においてこれを勝手に削減し、あるいは減額することはできない。まさに理事官側の手えられてゐる提案権といひますか、編成権といふものがあるわけですか。議会は手の打ちようもないわけですか。それだけにしかもこの人件費というより問題がもしこの条例に絡みがあるとするならば私は当然のことならば予算変更を伴うものであると、こゝろこゝろに理解してゐるわけですか。とするならば今回の提案されてゐる予算にやういふ点が盛り込まれてゐるかといふことについて、私の勉強さもあるかと思ひますけれど、何か不明確な点があるのではなからうかと、こゝろこゝろに疑問を持つてゐるものであります。

二百二十二条の解釈につきましては現在のこの条例の提案の仕方は違法でも何でもありません。これについてはもう明確な解釈がありまして、この会期中におきましてやういふ予算的の措置が十二分に講ぜられるといふやうなことになるならばこれを提案しても差し支えない、違法性はないといふことばかりであつてありますので、現任提案されておりますこの条例が違法とは私は思つておりませんけれど、もし何らかの予算的の措置を伴うものであつたならば予算上の問題を

を今会期中に明確にするべきではないかと思ひますが、その点はどうかといふのが第三でござります。

それから第四点といたしましては、これは、この組織条例、いま手元にもござりますけれど、全部合わせて三条です。ね。第一条、設置。第二条、事務分掌。そして第三条、委任という三カ条分しかないわけですが、これだけの改正案を提案されるんだつたら、いさ少し目を広げていただいて、たとえば第三条の点について、思ひ至らなかつたかどうかといふことをらうとお尋ね申し上げたいんですが、それは、第三条は委任事項がつたつてあるんですけれど、この条例の施行について必要な事項は別に条例で定むるものほか市長が定めると、さあめて異例な規定になつてゐるわけですか。条例の施行について必要な事項は別に条例で定める。どうかあるかと思つて一王縣令搜しました。全然ございません。法律の施行に当たりまして、この法律の施行については別の法律で定めるといふ法律の定め方もないわけで、法体系といひますか、法の制定としてもこの点はいさか疑念を持つてゐる規定であります。これは私だけかもしれませんが、これだけの改正案、わずか三カ条ですから一回り見合はしていただいて、この辺に對して